

いなく元
神託 1157^ル 1585^ル
毎 遠の朝延
みかと云
2252^ル

せいと 西都 大宰府の創設
1227^ル
3, 453^ル - 1/3
図は 345^ル

か 後に 471^ル
「それ170」 3453^ル 45^ル

「二つの解釈」
和氣真人がもたらした日ハ幡神の神託に、
「道鏡を天位につけるようにし
というものがあつたら道鏡に天皇の位をお
譲りになつたであらうか。」「日本の歴史に
読売新聞社、一ハ一頁参照」
「後を継いで、
天皇になりたいと
と望んだのであううか。
それは、今となつては知すべがない
あるか、下参考迄に、三つの考へ
方を述べてみよう。
「一、東と西の二朝時代、
天智天皇の位を引、
天智天皇の位を引、
の天皇として迎えたいし
と願つて神託を奏したのではなかううか。
大宰帥弓削浄人（道鏡の
弟）および大宰主神中臣吉原阿曾麻呂は、
「東と西の二朝時代、
天智天皇の位を引、
天智天皇の位を引、
の天皇として迎えたいし
と願つて神託を奏したのではなかううか。
大宰帥弓削浄人（道鏡の
弟）および大宰主神中臣吉原阿曾麻呂は、

せいと 西都 大宰府の創設
別名

「続紀(緑)③-582」
③3452^{1/3}
皇大自科216

3.453^{2/3}

タイトル
①3447 11行
②2801^{1/2}
③2998

●ちなみ、道鏡は、自ら、
「天智天皇の孫。施基皇子（光仁天皇の父
で、春日宮天皇と追尊）の子である」
と自称したという。○「神・仏の戸籍しうべ」
脇阪景城、文通堂、二一八頁参照
●あるいは、大宰帥弓削浄人や、大宰主神中
臣習宜阿曾麻呂らは、

西京の僧侶に

天智天皇の孫である弓削道鏡
西二朝の西の天子として即位してはしい
天智天皇の孫の遠の朝廷、大宰府へ来てほしい

と望んだのかも知れない。

（1）「先」に述べたように

「応神天皇は、仁徳天皇と宇治天皇の共立
の時代の到来を願って遺詔された」

ように想到される。（第四十六章へ応神天皇

の遺詔の項において既述）中臣習宜

・そうしたこととを背景として、阿曾麻呂は、

「共立時代を願望された応神天皇（つまり

宇佐国の八幡神が、神託を下され、

道鏡を天位につけたならば、天下は太平

（4）また、天智天皇も、東・西二朝の世を熱望されたように
見受けられる。（「菅原」第三編「天智朝の二人の天皇」他において既述）

3442-3/4
3452-3/3 118
5124-3/2

3,453^P-3/3

3453^P-1/3 35
3447 118~

まいか。(不明)要検討
「西京」とも呼んだ
「東西二朝時代」を想起させてしまったのではある

● 申さうに
と称徳天皇に奏上したもので、
とそれにも、
皇位の継承法について、
一切規定を欠いてゐるし
という。へー日本の歴史(2)飛鳥と奈良、読
売新聞社、一八一頁参照
とはいえ、当時、皇統規定が無かつた
という事にはならない。
● 血筋を何にもまして尊んだ往古には、
それなりの規定があつた。
● 寺で道鏡は、
であつたものなら、
二朝時代のどちらかの天皇となる資格を、
れながら、
● ともあれ、道鏡は、
から言へば、天皇となることを許され得る範
囲内の人であつた、といえよう。
● 西内国司前卿の由義を、
を、この当時、
平城京に

1837
1837

④ 4162

全文P 170 後事 139P 今 86
カナン632
ネガワの義典 233P 25

$$\begin{array}{r} 3.454^P - 1/4 = 3 \end{array}$$

陸軍上 108⁸

毛井 223' 末折

④ 3233^P

⑦ 4/62⁰

$\therefore \bar{\epsilon} = 783^\circ$
 あとに 40°

あろう (第) 氷 荅 (世) ちまた (世)

表七六九年
照

踏み込んだ

(2) いや実は、^{いっしょ}
^{いっしょ}ルカやマリーがもっと
解^{かい}釈^{しゃく}をすべきなのかも知

水
な
い
。

聖徳太子は、
築造中の科長墓（聖徳太子廟）

のふとで
あ
ろ
う
か
を
御覧
にな
つ
た
時、

此処必ず断ち、彼処は必ず切れ。子孫

の後ま
まに絶
つ
へ
か
ら
ー
め
ん
と
欲
ふ
な
り
L

と
言
わ
れ
た
。
〔
聖
徳
太
子
伝
暦
〕
推
古
三
十
六
年
条

この頃すでに聖徳太子は、

どんなことがあっても
決けつして

御自身の子孫は王位についてはな

う
な
い
二
と
た
▽

と
考
え
て
お
ろ
ぬ
た
の
で
あ
ろ
う

また、聖徳太子は、
田村皇子（後の舒明天

皇に後事を托し、

將令汝子孫世々繁昌矣

汝の子孫を、世々繁昌する
ことにならう

2
204
35
綠起

大
安
寺
資
財
帳

咫尺、聖徳太子は、

聖徳太子伝 (下) 藤原猶雪 臨川書店 三 一頁 参照

5/24-1/24 2250

3,454-2/4

4/62

- かめた。
- 天武八年（六七九）五月六日、吉野宮の盟
- 約の場に臨んだのは、
- (1) 吉野宮に幽閉された天智天皇
- (2) 天武天皇
- (3) 皇后（天智天皇の娘、後の持統天皇）
- (4) 草壁皇子（天武天皇の皇子）
- (5) 大津皇子（天武天皇の皇子）
- (6) 高市皇子（天武天皇の皇子）
- (7) 河嶋皇子（天智上皇の第二子。後年、親友の
- (8) 忍壁皇子（天武天皇の皇子）

万世一系の理想の系譜を考えると、長

子こそ王位を継ぐべきである。

と考えておられたのであろう。

ここに、継体天皇の嫡宗の系図を見つみる

と、

継体天皇ー欽明天皇ー敏達天皇ー押坂彦人

大兄皇子ー舒明天皇ー天智天皇

天智天皇の弟である天武天皇が皇位につ

となる。

ところか、日壬申乱（六七二）が勃発し

天智天皇の弟である天武天皇が皇位につ

統紀(緯)④-293^{新へ}
⑤5336

神皇正統107^{1行へ}
実暦は6年(公行 1104⁹)

3,454⁹-4/4

要母帝④3457^{3行}
「つ割」
2の26(4)3453^{2行}

神中臣習宜阿曾麻呂らは、
二朝の世を復活させ
神徳天皇の次には是非とも天智天皇の孫であり、
茅渟皇子の子である道鏡を西の天皇の位に即けて欲しいと望んだ。
道鏡の兄に当ると思われる白壁王(後の光仁天皇)が東の天皇となり、
道鏡が西の天皇となる。西宮の寝殿においてお崩れになった。時に五十三歳であつたという。
天皇の宝亀元年八月四日参考
もつとも、神皇正統記に、
「神徳天皇は」天下を治給こと五年。五十七歳おましましきしとある。
五十三歳の時に
神徳天皇は自ら退位され、
神徳天皇が崩御の退位された日、
宮中に大臣以下の重臣が参集、
協議し、
白壁王を皇太子に定め、
神徳天皇の口遺宣らとして発表した。
皇太子に立てられた白壁王は、
天智天皇の

統紀(録)4-301^P

統紀(録)5-29^P
日本の歴史(2)181^P下

宝龜元年(770)8月4日朔
3454^P-4/4
3448^P-3/3 770 71
下 70 70

時(2)読売181^P
統紀(録)4-375^P 統紀(録)4-29^P

3454^P-5/6
統紀(録)4-293^P 3.455^P

62才 3454^P-3/4 6才

日本史評 343^P 統紀(録)4-1^P 383
後(白) 皇太子を廢す
3454 343 貴皇子

皇子施基親王(小基皇子)の第六子で、聖武天皇の皇女井上内親王を妃としておられた。

・二ヶ月後の同年(七七〇)十月一日に即位

された。光仁天皇は、この時六十二歳だった。

ともあれ、二朝の到来は避けられず、同年、道鏡は七十一歳であつた。

一方、称徳天皇崩御(退位)後十七日目の

宝龜元年(七七〇)八月三十一日

「道鏡は、造下野国薬師寺別当に任じられ

中臣習宜朝臣阿曾麻呂は、多岐嶋守とされた

また、翌日の八月二十二日に、

「道鏡の弟弓削浄人、浄人の子広方・広田

広津は、土佐国系文小たし

という。(統紀)

なお、道鏡の晩年について、

「宝龜元年(七七〇)八月四日、称徳天皇

がお崩れになった。その陵のもとに廬を設け

て仏事に従つていたところを捕えられた道鏡

は、造下野国薬師寺別当として左遷された。

そして、道鏡は下野国(栃木県)に在る

定掛(この地で死去した)

宝龜三年(七七二)四月六日に

続日本紀 光仁天皇の宝龜三年四月六日条

という。『日本の歴史』(2)飛鳥と奈良、読

売新聞社、一八一頁参照

●道鏡は、

「天皇位を窺った」

トーでは、あまりにも無防備だったといえよ

う。

●また朝廷も、道鏡に対して凄惨な懲罰を与

えたというわけではなく、極めて平静に処断

したように見受けられる。

この「大経緯」からみて

「称徳天皇も、光仁天皇(在位七七〇一七八)も、東

西二朝時代の復活を望まねかったのである

う

と思われ

*

→ H4, 12, 1 (水) ⑥

3,458<sup>事件
出</sup>

「元」③3455'69

電。藤原氏 重なる

③3455'11 末2分

西の

ト
サル
宇佐氏と同族の藤原氏から和氣清麻呂は疎んぜられた

●にみらるを考へあわせると、
大宰府の中臣習宜阿曾麻呂
同族である宇佐公池守が、結託して道鏡を

天皇に押し立てようとしたように思われ

水。何れともあれ
その計り事を打ち砕いたのが

和氣貞人であつたのかも知れない。

一方、藤原氏は、
道鏡を盛

宇佐公池守を処罰する結果となつてしま

たこの事件をどう捉えたのだらうか。

●中臣習宜阿曾麻呂を多岐島へ流して

さらに宇佐池守も解任せざるを得なく

なり、
藤原氏の

変気はあがらなかったと思われ。

●即ち、道鏡も天皇位につけようとする者達

の野望を、
清麻呂が一蹴した

ということは一藤原氏にとって

そんで、清麻呂に對し、
朝廷からは何う

の行賞も行なわれなかつたのであろうと思ふ

桓武天皇は後に、桓武天皇から厚

く信任されることとなり、登用されて諸官を

歴任した。また、長岡遷都の事業が困難にな

ったとき、平安遷都を奏し、その実現に功が

あつたという。清麻呂は、庶務に練達で、故事に明るく

「清麻呂は、庶務に練達で、故事に明るく

人名大事典にも載り、和氏譜にも編纂した

清麻呂は、世界大百科事典に平凡社へ和気

清麻呂は、続日本紀に四新日本古典文

学大系、岩波書店、四九四頁、補注二六一

〇八藤野真人清麻呂参照

桓武天皇は、平安時代初期ころの一般的な世

相も重なり、清麻呂を特別に引き立て、厚遇

されたのでなからうか。

その方が何かと都合だとお考えになったのだから

罪を許され、河内国へ帰った。第51表参照

結果的に二朝時代は到来しなかったのだから、大目

3.459P-3/2

④ 3459P
↓ 18P

アキ

断食 ④ 3418P 12P

④ 3435P 14P

はあまいかや

(1) おほがこでこの当時の天皇は
(2) 大神朝臣を大宮司
宇佐公を小宮司
と定め身分の上下関係を明確にされたので

みて赦免されたのだろ
またすでに述べた通り、大神比義は
・ 大國主命の子孫であり、
・ 肥後国夢野池のほとりで三年間
八幡神御頭現に功績があった。
念に続け

④ 3416P-1/2
16P

④ 3416P-3/2

H4 12.3 (木)
H11. 8.1 (日)
H28. 6.9 (木)

神皇正統記 122⁹
3,460^P
宗廟 天皇の祖先をまつところ

百科事典 2-492⁷
5335⁹

日本書紀 264⁷
神皇正統記 81, 122⁹
日本の歴史 (2) 読売 179⁷
貞観 1085⁹ 蒙 375⁹
偶 (たまたま) 1397⁹

石清水八幡宮
清和天皇の貞観元年（八五九）、大和国大
安寺の僧行教は、宇佐に詣で、―――読経の
時に、偶々神託を蒙った。―――日本社寺大観
神社篇、名著刊行会、二六四頁（参照）
―――
により、宇佐八幡宮の三所の神霊を山城
国（京都府）の男山に勧請したのが、石清水
八幡宮、別名男山八幡宮の起源である。（「世
界大百科事典」平凡社、八石清水八幡宮）参
照）
神皇正統記 清和天皇系には、
座に相応しい良い土地を選定され、八幡神の御鎮
山の地に新宮を造り、宗廟に擬せられた
とある。（「神皇正統記・増鏡」日本古典文
学大系、岩波書店、一二二頁、注四参照）
もつとも、本来なら、―――肥後国菱形池
あたりの地形に相当する―――大和国平群郡に
八幡神を勧請するのが妥当であつたらう。
―――
しかし、肥後国熊ノ岳の東側、菱形池に

大分県史 62 宇佐新 81

宇佐新 81

3,461 P-1/2

タイトル「うさかは神もなきものを」とすると、おりにドキッする。

熊ノ岳 高等地図 20

そこで

まようい 584

の地と、一、大和国の生駒山の東側、平群郡
とを、明白に結びつけるようなことは、た
ないという思いがあったのかも知れない。
● ~~生駒山系~~ 生駒山系の最北端に
位置する今の男山石清水の所が選ばれたので
ううか。
● なお、この男山石清水に相当する肥後国熊
ノ岳山塊北端の地、伊倉は、元来、石清水
八幡宮の荘園であつたという。(「熊本県の
歴史」森田誠一、一三四頁参照)
● 時に寿永二年(一一八三)、木曾義仲に攻
められた平家は、安徳天皇を奉じて西国へと
都落ちしていった。
● 九州の源氏の勢力を討伐すると共に、再挙
をはかるのが目的であつた。
● なお、平家は西国からおこり、瀬戸内海や
九州が権勢の基盤であつたから、西国に荘園
も多く、その全盛時代には郷土武士の全てが
平家に従つていたようである。
● また、この当時の宇佐大宮司公通は平清盛

均等

「小町」159上159

均等

3198-2/2

大令史の使 62^p
宇佐神宮由記 29^p

3,461^p 2/2

神. 29^p 宇由 28^p 末所 末所 宇佐神宮由記 28^p
28^p 末所 公卿 <ケ> 大令史の使 62^p

から厚遇され、異例の豊前国司に任ぜられて
いた。
そこで、平家一門の者達は、宇佐宮へ行き
宇佐大宮司公通の館を安徳天皇の行在所(皇
居)とした。
ここに、平宗盛をはじめ清経、忠度らの公
卿は、平氏の興隆、戦勝を祈るため、宇佐神
宮に参籠した。
さて、一七日間の祈願の満願の日、平宗
盛は、平家の再興について八幡神の神託を乞
う歌を詠んだ。
すると、なんと、
世の中にうさには神もなきものを
伺いのるらん 心づくしに
今ここに、神はまさず、祈っても、甲斐
なし
という反歌が聞えた、という。
*神は在らずというのだから、神以外の誰か、この反歌を詠んだのたうて
藤原氏に取って替わって政権の座についた平
氏に對し、
摂関家(藤原氏)を本家

562.9.18(金)
118.10.10(木)④

宇佐神宮由緒記 3,462^p
平家一門の...
滅亡を描く。

壬申乳時の天武天皇の御所か?
宇佐神宮由緒記(小)28~29^p
宇由29^p6行

とあおぐ宇佐公通が、快く思う筈などない。
とであつた。

・なるほど、宇佐大宮司公通は、平清盛から
厚遇され、豊前国司に任ぜられたとはいえ、

ーーーしかし、心の奥では、平氏を疎く思
つていたのであらう。

■ここに空しく、安徳天皇を奉じる平氏一門
は、明司大里の柳ヶ浦から船で瀬戸内海へ入

り、屋島を経て、都へ登った。
●とはいえ利あらむ神戸の福原の行宮へ引き返

した平家は、やがて一の谷・屋島の戦いに破
れて滅亡する。(「宇佐神宮由緒記」宇佐

神宮序、二ハ一二九頁。「大分県の歴史」渡

辺澄夫、山川出版社、六二頁参照)

＊

④3461-1/2
本行

→ H4.12.4 (金)
H8.10.10 (木)

16
慕う 978

3,463

3469-7/3 272

205
773-1/3
3538

殉死の禁

欽明二十八年（五六七）十一月二日のこと

であつたろうか。

欽明天皇は、殉死者達の泣き呻く声を聞い

て、心を悲しませられ、群卿に詔して、

「⁷ 何もかも生きてゐるときに愛せられなか

らという理由で亡き人に殉死させるのは

まことに傷ましいことである。それが古の風

であるとはいつても、良くな^いからどう

て従う必要があろうか。今後は協議して殉

死を止めること^をせよ

と仰せられた。（垂仁紀二十八年十一月二日

条参照）

衆生をあわれみ、いつくしんで下さるとい

う仏の慈悲の御心をおもう時、欽明天皇は

非道極まりない殉死の風習を止めるべきだと思

われられた。信仰心

欽明天皇の仏を慕うは、いよいよ強くな

つていった。

*

馬子551年 570 35年 3474 宣化元年 536 1 34 34 20 紀128 3.464^{P-1/3} 570 536 34 570 65 506 64 64 紀下129 29

蘇我大臣稻目宿禰薨

①日本書紀には、次のように記されている。

欽明三十一年（五七〇）三月一日に、蘇我

大臣稻目宿禰が薨じた。

②しかし、どうしたわけか、元興寺縁起には

「己丑年（五六九）稻目大臣薨」

とあって一年ずれている。

なぜ一年のずれがあるのかは分らない。単

なる誤りなのであろうか。

もししたら蘇我大臣稻目宿禰は

あるいは五六九年に大臣の位を返上

したのかも知れない。

五七〇年に出家したのかも知れない。

なお、扶桑略記、欽明三十一年三月条に、

「年六十五薨。在官卅五年。」

とあるが、疑わしい、という。（日本書紀）

（F）日本古典文学大系、岩波書店、一二八頁、

注二参照）

日本書紀の記述によれば、在官三十五年。

歴二代朝は合っているの、年六

十五薨じを疑っているように解される。

蘇我稻目宿禰は、六十五歳までの長命を保つたのであろうとも思われるが、定かでない。

3466 扶桑略記 31⁰
-1/2 紀下130⁰ 注6

3.464^P - 2/3 紀下130^P

井上下92^P
紀下130^P

紀下130⁰
改行

欽明上皇の薨去
3537^P 紀下130⁰

欽明上皇

不豫 豫は悦ぶ意 ようばないの状態でなられた

欽明三十二年(五七一)四月十五日に、欽

明天皇は(欽明紀三十二年四月十五日桑原)時に、皇太

子(後の敏達天皇)は外出されていた。

そこで欽明天皇は、駸馬で(皇太子を)召

びて臥内に引入れると、其の手をとり、詔し

て、朕の疾は甚い。後のことはおまえにゆた

ぬ。新羅を討って任那を建てろのだ。そ

てかつてのごとく、大倭国と任那国とが

夫婦のように相和するならば、自分は死んで

も恨むことはない

といわれた。

是月に、欽明天皇は、遂に内寝にお崩水

になった。時に、御年は若干であつた、とい

う。(欽明紀三十二年四月条参照)

もつと、

扶桑略記・皇年代略記等は、欽明天皇の崩

を、四月十五日(壬辰)と集解も是月

「是月」でなく

書紀

河村秀根著

「かき知れない」
次頁 7行へ

③3466^{p-1/2, 3/2末}
③3466^{p-1/2 14} 解釈は後述!
③3466^{p-3/2 14} (3頁あと)

③3464^{p-3/3}

こ

前頁へ

を日 是日 口に改めていゝる。

●さらに、欽明紀三十二年四月十五日条の

日 駒馬で召 ~~び~~ 以下リカの文は、日 魏志シに明帝

紀、景初三年正月条を修飾して作られたもの

であつて、この日 魏志シにも、日 即日ニと

記されていゝる。

●こゝからみて、(是月ニではなく

口 是日 口の誤りであらうか

と解説されていゝる。(「日本書紀」(F)日本古

典天学大系、岩波書店、一三〇頁、注四、六

参照)

●かしあえていゝのは、四月十五日に

欽明天皇がお崩おこたれになつたことを

「是月」に「欽明天皇は、遂に内寝にお崩

れになつた。云々」

と記述したと、
文意上、
決して誤りとはいゝえない

●いや、引き続き、
「是月」と書いたの

か、知れない。

米

③3466^{p-1/2}
11行 日 是の 月 口

⑤ 569年蒙古 3464-1/3

先ま
す

の

3,465^p-2/2

紀下103^p 17 (2)
大カン747^p ソウエキ

3318^p-2/4

3464^p-1/3

五九

年(稲目大臣が死去して二年(後の

後の)

店、五五四頁補注一九一二。第六十五章へ仏
象を堀江に流し棄つゝの項において既述)
また、元興寺縁起には、欽明三十二年(五
七一)のことで、こう記されてゐる。
「然後辛卯年(日本書紀の欽明三十二年)神心
増益、国内病死人多在。大旱不用。又從天
雨大雨後、終大宮ニ神火出焼し」
とある。(「日本書紀」(F)日本古典文学大系
小岩波書店)一〇三頁注一七参照)

510年 ③3250^P-3/3の表

③3156^P(3225^P)

③3156^P

③3464^P-3/3 ③3467^P-3/3 ③3464^P-2/3 ③3466^P-1/2

③3464^P

天聖四年四月廿三日

③3464^P-3/3 ③3467^P-3/3 ③3464^P-2/3 ③3466^P-1/2

③3464^P-3/3 ③3467^P-3/3 ③3464^P-2/3 ③3466^P-1/2

③3465^P-1/2

② 仏像を流し棄てたからであらうか、
内に病死^かが^{おほこの}続出し、早魃^{かんぱつ}が襲い、伽藍^{がらん}が焼^や主^{しゅ}燼^{せん}
くさ水^{くさみづ} 大殿^{だいだん}に災^{わざはひ}まであった。この頃、
明天皇は、退位しようとして、意を固められたように拝察される。
① そして、皇太子(のちの敏達天皇)に後事を
託した。是日、(欽明三十二年四月十五日)
欽明天皇は、遂に内寝にお崩れになった。
(帝位^{ていゐ}を返上^{へんじやう})のであろう。(扶桑略記。皇
年代略記等参照) 翌年(欽明三十三年(五七二))の
② そののち、あるいは、是月、(欽明紀三十
二年四月)是月、(月系参照)に、
は、この世との縁をたち切つて、仏徒^{ぶつと}となら
たのかも知れない。(後述)
■ 欽明天皇の崩年について、欽明紀に「時に
年若干、一代要記に六十二、皇代記等に
六十三、神皇正統記に八十一とあって、
を信用してよいのか分らない。の項参照。
とはいえ、欽明天皇は五一〇年に誕生し、
うと、―――

りなどしたからだ

次頁 6 行

③3484^P 17行

伝 大カマ145^p 3463^p 3/31-3/3

3,467^p-1/3 紀上242末3行〜 3469^p-1/3 以下4行読み 4/16.10.13

3001^p-1/2 15行 日葉西作根命が薨れた

野見宿禰のみのすくね
欽明天皇が退位された前後の頃、
日葉西作根命が薨れた。第一
五十二章人殉死。殉死の禁の項参照
ここに、欽明三十二年に相当する、垂仁紀
三十二年七月六日条の全文を引き写しておく
ことにしよう。
こう記されている。
（垂仁天皇の）皇后日葉西媛命、一に云
はく、日葉西作根命なりといふ。薨りましぬ。
臨葬らむとするに日有り。天皇、群卿に
詔して曰はく、
死に従ふ道、前に可からむといふことを
知り。今此の行の葬に、奈え爲何む。
とのたまふ。
是に、野見宿禰、進みて曰さく、
夫れ君王の陵墓に、生人を埋み立つるは
是不良し。豈後葉に傳ふこと得む。願はく
は、今、便事を議りて奏さむ。
とまうす。

3001^p-1/2 3行 根はせ

紀上274 不明?という。

亦鍛地を賜ふ。即ち土部の職に任けたまふ。
天皇、厚く野見宿禰の功を賞めたまひて、
とめたまふ。
て、人をな傷りそ。
今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹て、
則ち、其の土物を、始めて日葉酢媛命の墓
に立つ。仍りて、是の土物を號けて埴輪と謂
ふ。亦は立物と名く。仍りて令を下して曰は
く、
今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹て
て、人をな傷りそ。
天皇、厚く野見宿禰の功を賞めたまひて、
亦鍛地を賜ふ。即ち土部の職に任けたまふ。

天皇、是に、大きに喜びたまひて、野見宿
禰に詔して曰はく、
汝が便議、寔に朕が心に洽へり。
とまうす。
陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ。
今より以後、是の土物を以て生人に更易
を造りて、天皇に獻りて曰さく、
領ひて、埴を取りて人・馬及び種種の物の形
國の土部壹伯人を喚し上げて、自ら土部等を
則ち(野見宿禰は)使者を遣して、出雲

新 266P
 3468P-3/3
 カスリ村
 461P
 3,467P-3/3

定かでない 2次
 「定か」 2次頁6行

4エック 希み H16.10.13

因りて本姓を改めて、土部臣と謂ふ。是、土部連等、天皇の喪葬を主する縁なり。所謂野見宿禰は、是土部連等が始祖なりとある。

米

詳らかにでなく、また「非常にヤヤニー」が

あるいは、欽明三十二年に、

垂仁天皇の皇后、日葉酢媛命に相当する、

比女命（法王帝説）が、豊去さされた

因みに述べると、古事記に宣化天皇条に

中比売命との間に生れた日石比売命は、欽明

（仁賢天皇の御子）

い
二
三
四
五
六
七
八
九
十

3,468^P - 1/3

小町 5433^P - 1/2 記(原)元 216, 305^P
小石 姫 32(7)斤, 266^P
宣化元 38 260^P 末へ 2771斤

天皇の皇后となられるについで、
「石比賣命。訓石如石。下效此」
石比賣命。石を訓むこと、石のごとし
と記されてゐる。
「石のごとし」というのだから、
定かでない、という意味なのであらう。
「石を訓む」と古事記の「国生み」条には
「石を訓みてイハといふ。下ニ水に效へ」
とある。それなのに現在、石比賣と曰小石比賣と「石比賣」
の妹以外は全て「イハ」と訓まれているという
とはイシと訓まれ、それ
「古事記」新朝社、二六七頁、注一五参照
「か」も「か」したら、
「石比賣命。石を訓むこと、石のごとし」
の趣旨であつて、
「石比賣や、小石比賣の曰石比賣」
訓むべきなのかも知れない
と想像される。
それにして、一見、
「日葉酢根命と、石姫とは、あまりにも違
いすぎる」

7 紀下545'12 605'2111とある 日本書紀3/61⁰

3,468^P-2/3 紀上282⁰

ような印象を受ける。



かし、

① 日葉酢根命の日日^ひを、日^ひふ^ふの^の日^ひ日^ひ

と訓みかえると、日^ひ日^ひ葉酢根命^はとなる。

② 日葉^はは、日^ひハ^ハと訓める。

③ 日酢^すは、日^ひツ^ツの^の意であらう、と考えて

みたい。

※参考迄に述べると、

景行即位前紀に、重仁^{おもに}天皇の皇后日葉酢媛^{ひはすひめ}

命^{みこと}に^について、景行即位前紀に

「景行天皇の」母^{はは}の皇后^{きさきき}をば、日葉洲媛^{ひはすひめ}

命^{みこと}と曰^{いは}す

とある。日本書紀(上)日本古典文学大系 岩波書店 二六六頁 左九参照

(四) とすれば、

へ日葉酢根命を、日葉洲根命と書き換える

ことは可能^{可能}な^なのであろう

と思われ。

日本書紀 継体紀七年六月条、同十年九月条

「日葉洲根命を、日葉洲根命と書き換える」

とある。(一)日本書紀(下)日本古典文学大系

とある。(一)日本書紀(下)日本古典文学大系

日 17 11/13 大カ27 1099頁

岩波書店、二八頁。三三頁。六〇五頁へ二九
一四日州（前・北・勢）一洲^ル。日本書紀
索引し吉川引文館、六一頁へ洲利郎爾^ル参照
ハまた
「州」の仮名は今日普通にはスの仮名と考え
られてゐる。しかし、州をツの仮名とする例
は多い。
という。（「日本書紀」上）日本古典文学大系、岩
波書店、五四五頁、補注一七一―一二参
照）
④ 日根^ルは、女性を示す接尾語である。とい
（「日本書紀」上）日本古典文学大系、岩
波書店、五五〇頁、補注一―二〇参照
「日葉酢日葉洲根命」という女性は、実は、
欽明天皇の皇后日石姫^ル。伊勢比女命
のことなのであろう。
と仮定したい。

の校異

文字等の異同を比べるにせよ

3.469P-1/3

長沢漢和 (金井においで) 481P

紀上273原 馬 小村 605P
紀上272 葬 馬 3467P-1/3

次頁から

と記されていゝる。へ野見宿禰の項書きはいの部参照
た 臨葬有日馬 葬に臨んで、日があつ
する 重仁紀三十二年七月六日条には、
すゝ 異様なことに、欽明三十二年に相当
ある 日 日 日 は、天子を意味する 場合
といふ。明解漢和辞典に長澤規矩也、三省
堂、八月月参照
もしかしたら、天子(欽明天皇)の
へ石姫の葬に臨んで、
お姿があつた
あるいは欽明上皇
うゝとのかも知れない。

前頁

H11.8.6 (金)

③3467^{P-1/3}

紀上272^P
③3001^{P-1/2}
③3463^P
③3467^{P-1/3}
③3469^{P-2/3}

ね
根は女性
示す様見
紀上550左
紀上272^P

記(星)266^P石(12の2と1)
石紀下57注23, ③3001^{P-1/2}1行
石紀下64^P
記(星)305^P

前頁

の陵墓に生きてゐる人を埋め立てるのはよ
おつしやるとおりでございます。日君王
是に、野見宿禰が進みでて言つた。
「たらよかううか」
今、此のたびの葬にありては、どのよう
に、五章八殉死の禁の項の冒頭において既
に「死んだ人に殉死させるのは良くない」
と云つたことについては前に知つた。
「明上皇のことか」は、群卿に詔して、
「その時、日天皇は、かつての天皇の意で、」
以下、第五十三章八殉死の禁の項参照

前度175

$$3.469^{\circ} - \frac{3}{3}$$

主計 548^P 男か女を呼ぶ
経上 273^P

$$\textcircled{4} 3001^{p-1/2}$$

くらありません。どうして後の世に伝えられ
 ましょう。願わくは、いま適当な処置を協
 議して奏上いたしたいと存じます。し
 かしこのように野見宿禰は、皇后の墓のこ
 とを、王の陵墓と称したように見受けら
 れるが、君王でなく、君王となつていら
 るので、少々奇異に思える。太いコチ
 があるいは、君王の陵墓とは、欽明上皇
 が御自身のために築かれた陵のことなの
 か。知れない。

●欽明上皇は、片の御自身の為の陵、
 皇太后を葬ろうとされたのでは
 ないだろうか。
 ●それとも、君王の陵墓と書いて、皇
 后の陵墓のことも指す場合もあるの
 か。

合葬墓に先ず

広範囲の地域で

③3006 ④3006 ⑤3467-2/3 ⑥2999-1/3 ⑦3001-2 ⑧3467-2/3 ⑨3467-2/3

樹て、人をば損つてはならない
野見宿禰は、その功績により、土部の管
掌者に任じられた。そこで本姓を改めて、土
部臣という。
こゝか、土部連か、天皇の喪葬を司るいわ
れである。(垂仁紀三十二年条参照。第五十
二章へ殉死。殉死の禁の項において既述)
なお、垂仁紀三十二年条に
天皇は命を下し、
皇太后・太皇太后の墓所には必ずこの土物
を立てて、人をば損ってはならない
と仰せられた、と記されている。
恐らく、欽明朝頃にはすでに、九州・近畿
地方などに埴輪を樹て並べるくことが普通に行な
われていたの
この欽明天皇の命により、

七月六日

米

へ臣下の者庫の墳墓に数多く見られる
 になつていた埴輪が、日
 る~~埴輪~~に~~な~~った
 という意味なのであろう。(既述)
 さえ

こうして、いよいよ日本列島中が、埴輪造
 リに熱中するようになっていった。
 される。↑↑↑↑(第五十二章の埴輪。埴輪の
 の項において既述)

※

へ北九州地方の埴輪

H30(2018)9.6(木)~9.7(4回)

孝徳天皇 殉死の誓 下 田道間津 823 版
43581

431 (2019) 3, 23(±) ~ 3, 23(30)

令和元(2019)8.26(月)~8.27(3日)

令和2(2020)年8月(水) ~ 4.10(4日)

$$\frac{4}{10} \overline{) 1.4} \frac{4}{10}$$

ようやく終息する。

の項において既述)

この物語の「基筋」第三編の第八章「殉死」

月
に

再
び
禁
令
が
出
さ
れ
た
。 殉
死
の
慣
例
は

孝徳天皇の大化二年（六四六）三

強く
引
き
離
れ
て
ゆ
く
こ
と
に
な
る
。

か
よ
い

7

殉死の禁にもかかわらず、さらに後代へと根

この度、

て、数百年の時を経て、
欽明朝にまでも受け継

慣例は、先例を重んじる支配層の人々によつ

か
蒙
去
さ
れ
た
と
き
に
始
ま
っ
た
と
さ
れ
る
殉
死
の

はるかな昔、垂仁天皇の同母弟 倭彦命

け
で
は
な
い
。

と
は
い
え、
殉
死
の
風
習
が
こ
れ
で
絶
た
れ
た